

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大道南小学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三精テクノロジーズ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

（電話番号 06-6208-9086）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

咲洲みなみ小中一貫校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、東芝エレベータ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

加賀屋東小学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、フジテック（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

（電話番号 06-6208-9086）

随意契約理由書

1 案件名称

矢田中学校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機（株）の制作・施工により、学校に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルソリューションズ（株）にて制作している機器を使用しなければならない。

学校環境改善を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である、三菱電機（株）から昇降機設備製造、据付、保守及び修理等を委譲した三菱電機ビルソリューションズ（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

（電話番号 06-6208-9086）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

田辺中学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本昇降機設備は、(株) 日立ビルシステムが製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

瑞光中学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)